



昭和57年 2月16日開会
昭和57年 2月16日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

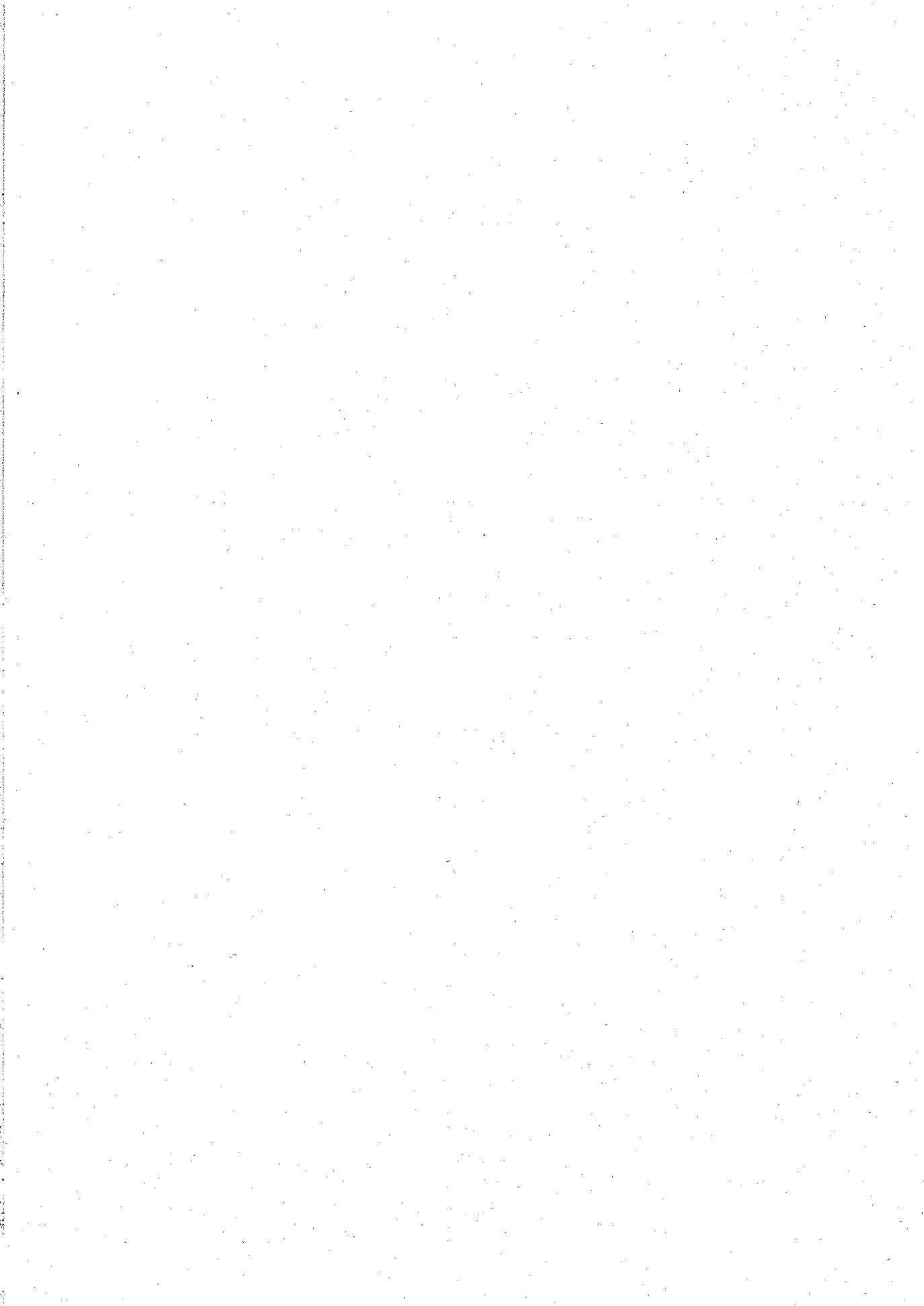
和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和57年2月16日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1
○ 議事説明員その他	1
○ 議事日程	3
○ 開会宣告(午前10時3分)	3
○ 市長閉会あいさつ	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(仁井明・柳瀬美樹・貝淵博治)	4
○ 日程第2 会期の決定について(2月16日 1日間)	4
○ 日程第3 昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長)	4
○ 日程第4 和泉市立横山第1・第2保育園の建替設備充実に関する請願 (厚生文教委員長報告)	10
○ 日程第5 光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 (")	13
○ 日程第6 南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 (")	
○ 日程第7 和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願 (")	
○ 日程第8 工事請負契約締結について(和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成 第1期工事)	13
○ 日程第9 収入役の選任について	19
○ 日程第10 教育委員会委員の任命について	21
○ 閉会宣告(午前11時17分)	24
○ 市長閉会あいさつ	24
○ 議長閉会あいさつ	25



昭和57年2月16日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 渕 博 治 君
16番	赤 阪 和 見 君	29番	藤 原 要 馬 君

欠席議員（1名）

11番 成 田 秀 益 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 次 長 兼 福 社 事 務 所 長	中 川 鉄 也
参 与 兼 市 長 公 室 長 参 事 務 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 与	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会計課長	赤田信信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・ 土地開発公社事務局長次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	(昭和56年) 認定 第3号	昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	(昭和55年) 請願 第2号	和泉市立横山第1、第2保育園の建替設備充実に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
5	(昭和56年) 請願 第2号	光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
6	(昭和56年) 請願 第3号	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
7	(昭和56年) 請願 第1号	和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願 (厚生文教委員長報告)	
8	議案 第3号	工事請負契約締結について (和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第1期工事)	P.7
9	議案 第1号	収入役の選任について	P.1
10	議案 第2号	教育委員会委員の任命について	P.4

(午前10時3分開議)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま
す。現在、20名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立して
おりますので、これより昭和57年第1回臨時会を開催いたします。

○

- 議長(藤原要馬君) 本日の議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配
付してあるとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、日程審議に入る前に、秘書広報課長より昭和57年4月発行予定の市勢要覧の作成に当たり、議会内の風景の撮影許可の願い出が出ておりますので、それを許可します。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和57年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案を申し上げます議案は、「収入役の選任について」外2件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決をいただきますようお願いを申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願い申し上げます。

- 議長(藤原要馬君) 市長のあいさつが終わりました。

それでは、日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、26番・仁井 明君、27番・柳瀬美樹君、28番・貝淵博治君、以上、3名を指名いたします。

- 議長(藤原要馬君) 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日1日と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたします。

- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第3「昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査の経過並びに結果の報告を柳瀬委員長をお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(柳瀬美樹君)昭和56年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和55年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月2日、委員会を招集し、市長初め助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求め、一般会計の歳出より審査に入り、まず、議会費と総務費を一括して審議に入り、「総務費の中の同和対策費で解放総合センターの使用許可の範囲について」。

この件については過去からの経過の中で、いろいろの問題等につきまして解放総合センター運営委員会に御審議申し上げまして御意見等を拝聴し、政党並びにそういった関連の団体については、検討の時期をいただいております、継続審議ということになっておりまして、この2月18日に重要事項として運営委員会に諮らせてもらい、一定の結論を出してまいりたい、との答弁がありました。

「個人給付について」は、地区住民の自主的解放に役立つための施策として個人給付があり、住民には申請する資格があります。しかし、府同促方式の運用、特に要求者組合の運営のあり方について一定の相違があるため、いまだ実行されておられません。今後とも地区協議会が地元住民の総意をくみ取り、効果ある施策を推進していく立場に立ち、行政協議員と地元協議員が十分に協議を重ね、問題解決に当たってまいりたい、との答弁がありました。委員より年度末を控えきっちり処理されるよう要望がありました。「道路反射鏡の補修点検はどのように」

交通繁多の折から、今日直すと明日ひっくり返されるという現況であり、定期的にパトロールし、できるだけ速やかに補充できるようがんばってまいるとのことです。

「農地課税審議会の不執行について」

昭和54年から昭和56年までの3年間に限り、一定要件に該当する農地につきまして、所有者からの申請に基づき、市長が農地課税審議会の議を得た上で減額できるということになっており、昭和55年度につきましては、来年度ということもありまして、減額対象農地の申請が1件もなく、審議会も開かず、全額不執行という答弁がありまして、議会費と総務費を終りました。

次に、民生費と衛生費を一括審議に入り、「寝たきり老人見舞金と入浴補助について」

同和事業の一環として行っており、夏期については1万5,600円、冬期については1万5,960円で、対象人員は25名で、老人入浴補助については1回につき60円、1人について20回、対象人員は600名であるとのこと。市の福祉行政の一環として、地区内外を問わず、老人福祉行政に大きく目を開いてほしい、との要望がありました。

「不燃物の収集した捨て場所は市内にどの程度の規模のものがあり、また、他市へ運ぶときの費用は」

この年度の収集については忠岡池公園で行っており、現状は、埋め立てのため池等はないので、現在、高石の方へは選別処理をしていただき、約150万円程度納めているとのこと。40日に1回を月1回に縮めてもらいたい、との要望がありました。

「松尾山不燃性廃棄物処理用地償還は、これで終わったのか」

昭和51年当時の日本住宅公団の光明池団地開発に伴う公共費として6億円を導入したもので、3年据え置き、20年償還とし昭和74年3月末ということで、今回で5回目の償還になるということでもあります。

「生活福祉資金貸付金の利用状況について」

これについては1件5万円限度額で、翌月から月5,000円の返還という内容で、55年度貸付件数は3件である。また、今後、民生委員等意見をお伺いしながら要綱を改正する必要が生じたら改正し、皆様方の福祉に役立つよう努力をしまいる、とのことでもあります。

「信太山演習場内いずみ霊園進入路使用料の計算基礎について」

台帳単価に使用目的乗率を掛け、1平米当たりの単価を出してそれに面積を掛け、台帳単価並びに使用目的乗率から見て、1平米367円53銭が年額となり、その面積を掛けたものが40万4,279円ということで、減額また無償等借りられるような依頼については、今後、継続してやっていきたい、旨の答弁がありまして、民生、衛生費を終わりました。

労働、農林水産、商工費を一括してお諮りしましたが、別に質疑もなく終わり、次に土木、消防費を一括して審議に入り、「黒鳥山公園の管理と周辺の整備について」

黒鳥山公園管理については、砂場入れ替え、植栽、その他を入れて160万円消化し、その周辺の放置自動車については、公園の下に自動車修理工場があり、自動車放置については再三撤去するよう申し入れており、公園入り口が通りにくい現況を説明している現況であり、1日も早く整備できるような状態に持っていくよう考えております。

「改良住宅について、現在までに買収した件数とそれに伴う総額について」

現在までに買収の行っております不良住宅の除却件数は906戸、それから用地取得面積は、55年で6万9,667.74平米、用地造成が6万5,644.10平米ということになっており、買収額につきましては、全体事業として189億7,740万7,000千円というのが55年度までの全体消化事業費ということでもあります。

「府中北幹線の工事完了見通しについて」

北通りにつきましては、現在、下水道の工事を施行しており、下水道の工事完了次第ということでもあります。56年度中を目途に下水の工事を完了し、57年中に舗装を完了計画であるとのことです。

「光明池和田線の現況について」

すでに買収についての承諾はいただいているところであります。権利者の買収に係る物件が、第三者の物件の地番と入れかわりがあり、現在それらの整備に取りかかっている段階であり、で

き得る限り57年度中に完成したい、旨の答弁がありました。

「府中今福線の歩行者専用道路、どのように考えているのか」

特に泉南線までの取り付けにつきましては、その必要性は感じており、供給公社と話し合い、順次つける方向で早急にやっていく方針で、歩行者道を延ばしていきたいというのが現況であります。

消防団費で団員報酬の支給方法について、団員各個の個人的には配付はしておらず、分団長、班長を通じ、各団員の手元に支給するとの方法をとらせており、各団員の受け取り判を取り、各分団それぞれの福利の目的としている、旨の答弁があり、土木、消防費を終わりました。

教育費、災害復旧、公債費、諸支出金、予備費、前年度繰上充用金迄を一括審議に入り、「教育費の中の宿日直費について、警備委託は何年から、またどのような形でやっているのか、契約について、どうされているのか」

幼稚園については行ってはおらず、小学校18校、中学校8校、計26校警備しております。巡回については、昼間3回、夜間5回以上やっており、多少の仮眠する時間もあると思います。51年から市と随時契約をし、和泉パトロール有限会社であります。勤務実態、労働条件については、会社としての責任を持ち、実際、学校現場における監督指導は校長が当たっているわけで、今後、改善に努めてまいりたい。契約については、今後、指名入札に持っていくよう努力する。今後、教育委員会において健全なる体制の確立をとられるよう要望がありました。

「体育館、学校施設の開放と公民館使用について」

管理運営に関する規則で、学校の施設及び施設の貸与は、学校長の意見を聞いて教育委員会が許可するということになっており、実情は、各学校の判断により貸与しているのが事実であります。公民館については、南池田、北松尾、南横山の3カ所で一部体育の場として貸与しているのが現況である、との答弁があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審議いたしました。

「公共施設整備基金からの収入の使途についてと土地保有税の補正の理由について」

これは普通建設事業の一般財源相当分ということであり、土地保有税の補正の理由については、55年度当初予算に市税、市民税、都市計画税に至る各税目毎に、その年度の経済情勢等国税制度を勘案して、当初予算に市税として計上して審議し、年度途中大手企業の広い土地を取得され、これが年度末に収入され、年度当初予算でできなく補正したという理由であります。

「固定資産税の同和減免分の件数と地区内外に分けての説明とその資格について」

55年度分は、517件で2,980万円を減免、地区内については2555万1000円、地区外については425万7000円で、申請については、大阪府同和事業促進協議会を通じて申請があっ

たもので、要綱にもありますように、大阪府市長会と府同促が協議折衝して決める府下統一のものであります。これについては、通常の個人給付と違いまして、固定資産税の減免措置で、団体の施策ต่างๆは関係ない、との答弁があり、歳入、歳出にわたり数点の質疑がありましたが、それぞれ回答を得、意見、要望等もあり、一般会計決算の審議を終わりました。お諮りいたしましたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入、歳出取りまとめて申し上げます。

「55年度の増収分と政令減免の金額と資産税割の負担が大きい、各市の状況について」

55年度の増収については、約3億円程度の増収であります。政令減免は、税法の改正の附則により現在23万円と7万5,000円、これが政令減免の所得の額となっており、所得割、資産割、均等、平等の四方式で賦課している市は26市町村、資産割を除いた三方式は17市町村、所得割と均等との割合で賦課している市は1市、大阪府下市町村で四方式26、三方式が17、二方式が1との答弁があり、国民健康保険事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ反対の声あり、採決の結果、賛成多数により認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については特に質疑もなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道特別会計決算については質疑もなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計決算については、「4,000万円の不用額の内容について」土地登記業務等委託料で1,700万円の不用額と予備費の1,700万円で計3,400万円、その他の項目が500万円から600万円の不用という内容である、との答弁を得て、和泉中央丘陵整備事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

以上が本決算特別委員会で審査した結果の概要であり、報告を終わります。

○ 議長（藤原要馬君） ただいま決算委員長より詳細な審議の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 8番(原 重樹君) 共産党議員団を代表いたしまして、昭和55年度決算審査特別委員会の委員長報告に対する反対意見を申し上げます。

まず、一般会計決算は2億7,500万円の黒字決算となっていますが、累積赤字は依然として、10億を上回り、真の財政再建にはほど遠いものと考えます。黒字の要因も土地保有税追加による収入、市財産の売り払い、基金の利子収入、公共料金の値上げなど、市民本位の財政運営ではないと考えております。また、他市に比べても高くみ取り料金、不燃性廃棄物の処理地確保を他市に依存する状況など、住民の暮らし要求の見地からも、市政運営には市民本位の立場が貫けておりません。

さらに同和行政については、市財政の負担、改良住宅の空き家などずさんな計画という状況です。同和関連施設の利用、運用についても、一部特定団体の私物化が目に見え余るという状況です。

以上のような点から、昭和55年度一般会計決算認定には反対をいたします。

次に、和泉市国民健康保険事業会計決算についてであります。総所得方式による賦課方式に変更して初めての決算であります。これは低所得者や老人あるいは障害者を抱えた家庭に大きな負担増となっております。また、本市の国保の固定資産税率は、100分の8と他市に比べても高い料率となっております。

以上の点から、55年度国保会計決算認定には反対をいたします。

なお、他の特別会計決算については、認定をいたします。

委員長報告は一括の討論ですので、以上の点から委員長報告には反対をいたします。

以上です。

- 議長(藤原要馬君) 次に、賛成の方、お願いいたします。
- 22番(飯坂楠次君) 賛成の討論を行います。

私は、昭和55年度和泉市一般会計並びに特別会計決算について、賛成の意見を申し述べたいと存じます。

まず、一般会計については、昨年度に引き続き、単年度収支において2億7,500余万円の黒字を計上しております。これは昭和54年度において、財政再建団体転落回避を至上目的とした財政健全化のための非常な努力による一方、市税、地方交付税などの増収、基金の運用収入などによるものと考えられます。これには理事者の努力を初め関係各位の協力のたまものと評価するものであります。しかしながら、これら自主再建に基づく経常経費の抑制など、市民の協力和らままって達成されていることも否めないものがあります。

また、本市特有の財政基盤の脆弱な体質の中で、経常収支比率並びに公債費比率はここ数年来、逐次改善されつつありますが、依然として財政硬直の傾向は続いております。

今後の財政運営にあつては、財源の拡充強化とその獲得に向かつて格別の手段を講ずるとともに、義務的経費を中心とした経常的経費の抑制により、財政構造の改善とあわせて累積赤字の解消に対応していただきたいと存じます。

さらには、健全な財政運営を進めるために、一層厳しい姿勢で計画的に財政の健全化に取り組みつつ、市民福祉向上の諸施策推進のための行政需要に対応する積極的な努力を傾注せられんことを強く意見として申し述べるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、前年度に引き続き黒字決算とはなっているものの、国保会計を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。そのための制度の抜本的な改善等を強く国に働きかけ、健全な運営が保たれることを望むものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、並びに和泉中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため、所期の目向に向かつて漸次遂行されているものと評価いたします。今後も鋭意努力されんことを期待いたします。

以上、各会計決算について意見を申し上げ、本決算認定について賛成の意を表明するものであります。

- 議長（藤原要馬君） 以上をもって討論を終わります。

これより採決を行います。本決算認定については、委員長報告はいずれも決算認定を可とするものであり、よつて、委員長報告どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数でありますので、よつて、昭和55年度和泉市歳入歳出決算は委員長報告どおり認定されました。

委員の皆さんには御審議、まことに御苦労さんでございました。

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第4「和泉市立横山第一、第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」より日程第7「和泉市国府幼稚園の建替施工と4歳児保育実施についての請願」までの4件を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審議の経過並びに結果の報告を赤阪委員長をお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

- 厚生文教委員長（赤阪和見君） 昭和56年第3回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました「光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」、「和泉市立国府幼稚園の建替施工と4歳児保育実施についての請願」と、昭和56年第4回定例会に付託されました「南横

山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」と、昭和56年第2回定例会において中間報告をいたしました「和泉市立横山第一、第二保育園の建替設備充実に関する請願」、以上4件を去る12月23日委員会を開催し、慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

当日は全委員出席のもと、理事者側より市長、助役、教育長並びに関係部課長の出席を求め審議に入り、まず、市民部関係より和泉市立横山第一、第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願については、さきにも申し上げましたように、56年第2回定例会において中間報告をいたし、その後の経過についての説明を求め、審議に入りました。

理事者側の説明によりますと、当市には現在、市立保育園21カ所、民間保育所3カ所あり、市立保育園は、人口比ですと府下最高でありまして、このうち昭和31年9月以降、市発足する以前からの保育園が多く、横山第一、第二保育園に限らず20年経過している園は多く、修理を行う必要性は持っており、建て替えについては、用地確保1カ所2,000平米、建設費1億円、保母、現場職員の増員等、運営経費の大幅な増加の要因となり、現在、市の財政事情のもとでは早急な建て替えは困難な状況にあります。国、府の建設補助金以外の特定財源の導入の可能性を探りながら今後さらに検討し、老朽化保育園を解消するためいろんな角度から精査検討する時間がほしい、との説明があり、委員より、請願が出された以上は根拠があるので、よく検討してやるべきである。また、子供を預ける親としては、危険な状態の中で保育するのは心配から出るので、親の気持をくんでほしい。零歳児保育をしているところも10カ所、民間で3カ所もやっており、建て替えにより運営経費の嵩みもあろうと思うが、年次計画を練り直してもう一步進んだ形をもっていくため、この請願を委員さんにお諮りいたしましたところ、継続審議にすることになりました。

次に「光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」と「南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」は関連するので、2件を一括審議することになり、現課より地域住民の行政サービスの向上と行政効果を第一の目的として、横山地区、南松尾、鶴山台地区の3カ所を設置し、第一基準として、市役所より8キロ離れている、バス等の交通利用しても30分以上の地域。第二基準として、人口集中、市役所への交通利用の悪い地域を基準として設置し、業務については、戸籍、住民票謄抄本、印鑑証明書の交付、その他市民課で取り扱う証明の交付であり、横山、南松尾両地区については農協に委託、翌日交付を原則とし、鶴山台地域については、非常勤嘱託員を配置して、午前中に受付、午後交付、午後を受け付けたものについては翌日交付し、実績については、横山地区については、1日平均5.2件、南松尾地区については1.6件、鶴山台地区については16.7件であり、今後の利用状況等見ながら地域住民の行政サービス向上と

行政効果とをかんがみ、十分検討の必要があると考えております。光明台と南横山両区についても、設置基準等よく検討してまいりたい、との説明があり、委員より利用状況、すなわち即日交付、電送システム等を入れていかななくてはならないと思う。費用の問題ではない、利用度の検討、あらゆる角度より見直すべきである。光明台については、他所から入って来る人が多い。最終には、4,000世帯の計画の中で、バスルート新設等別途考えてもらい、市民に本当の意味での便利を凶るべきであり、電送システムのできる限り早い時期に導入してもらい、請願の出されている趣旨をよく考慮されるよう、との要望等があり、この2件についてはもっと審議を重ね、検討する必要性があるので、本件をお諮りいたしましたところ、継続審議とすることに決しました。

次に、教育委員会関係の「和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4歳児保育実施についての請願」に対し、請願の第1点目の園舎の建て替えであり、現在、保育室5室を初め、遊戯室、管理室、便所等を含め建物面積674平米あり、保育室4室と管理室については、31年9月に建設された園舎で25年経過いたしております、修復の趣旨は十分に持っており、概算建て替え費用1億円で特定財源の確保が主たる要因であり、文部省の補助取り付けについては、木造30年の規定がありまして、老朽化の補助対象としての認定が得られない現況でございます。

第2点目の4歳児保育の実施であります、収容定員数1,080名に対し、現在、園児681名であります。したがって、収容率は悪く、27学級に対し現在、23学級で4学級が空いておりますが、今日、幼児数の減少の傾向もあり、私立幼稚園との競合の問題もあわせて検討してまいりたい、との説明がありました。

委員より、修理はどの程度されたのか、現在の園舎をよく見たのか、応急の修理はでき得る限りやってほしい、4歳児保育も婦人の方々の就労参加の傾向が著しくふえていく中で、長時間保育の保育園を希望する方々が多いという現況であり、入園される人々の希望も勘案して、この請願についてはもっと審議する必要性を考慮して、委員さんにお諮りいたしましたところ、継続審議とすることに決しました。

以上が、当厚生文教委員会に付託されました請願4件の審議の経過並びに結果であります。本報告を集約いたしますと、和泉市立横山第一、第二保育園の建替及び設備充実に関する請願、光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願、南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願、和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4歳児保育実施についての請願、以上4件の請願はいずれも継続審議とすることになりましたので、中間報告といたします。

○ 議長（藤原要馬君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

○ 10番（天堀 博君） 質問ではないんですが、一応、私どもの会派の方からも厚生文教委員

が出ておりますので、十分審議をしていただいたと思います。ただ、理事者に意見を言っておきたいんですが、これはいずれも市民の方々からの特に切実なる要望として出されている請願だというふうに考えます。厚生文教委員会等でも、恐らくはそういう観点からいろいろ審議されたと思うんですが、理事者の方としては、なかなかいままでの一般質問等を通じても積極的な姿勢が示されないという難点があると思います。その点ぜひ理事者としても、今後とも努力されるように私どもとしても意見を申し上げておきます。

- 議長（藤原要馬君） 本請願 4 件は、いずれも委員長報告どおり継続審議となっておりますので、委員の皆さんには閉会中も大変御苦労ではございますが、引き続いて御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 日程第 8 「工事請負契約締結について」（和泉市立（仮称）第二石尾中学校用地造成第一期工事）を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 3 号

工事請負契約締結について

和泉市立（仮称）第二石尾中学校用地造成第 1 期工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和 57 年 2 月 16 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 契約の目的 和泉市立（仮称）第二石尾中学校用地造成第 1 期工事
2. 契約者 和泉市長 池 田 忠 雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 272,000,000 円
5. 契約の相手方 岸和田市沼町 18 番 1 号
南海建設株式会社岸和田支店
支店長 坂 口 一 男
6. 工 期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和 58 年 2 月 28 日
7. 契約保証金 13,600,000 円

8. 保証人 大阪市北区梅田二丁目5番48号
阪神土木工業株式会社
代表取締役社長 中 埜 肇

議案第3号参考資料

和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第1期工事

1. 工事場所 和泉市鍛冶屋町226番地
2. 敷地面積 28,491㎡(公簿)
3. 工事内容 校地として利用のための切土・盛土・残土処分等土工事、残土処分地先の整備整地、工所用仮設進入路の築造、コンクリート擁壁・間知ブロック積・雑割石積等の擁壁工事、法面保護工事、校地排水・運動場外周及び暗渠排水工事、校地外排水管接続工事、防球ネット・外柵工事、運動場・テニスコート整備工事、校地進入路及び駐車場築造工事その他

- 議長(藤原要馬君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(逢野一郎君) それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第3号「工事請負契約締結について」提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本工事は、市立石尾中学校が校区内の社会増により生徒数が増加し、マンモス化が進んでおり、これを解消するため、かねてより計画されておりました新設中学校建設事業について、お手元の参考資料位置図に示しておりますとおり、このたび鍛冶屋町226番地を選定、地元の皆さん初め関係者の御協力によりまして用地の確保ができ、昭和58年4月開校を目指して建設事業の一環として用地の造成工事を実施するに当たり、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

工事請負金額は2億7,200万円。契約の相手方は、岸和田市沼町18番1号、南海建設株式会社岸和田支店長坂口一男。工期は、御議決の日より昭和58年2月28日でございます。

なお、工期につきましてはさきに申し上げましたように、昭和58年4月開校を目指して引き続き校舎の建設工事を予定しておりますが、そのため本工事では校舎部分の造成を優先して実施することを前提として入札を行っておりますが、運動場の部分は、建設工所用資材置き場や、作業場として使用するため、運動場の整備工事については、建設工事が相当進んだ時点でないと施行できませんので、あえて工期を2月28日といたしました次第でございます。この点よろしく御理解いただきたいと思います。もとより造成工事はもちろん、来年4月開校に支障のないよう事業に取

り組んでいく次第でございます。

次に、内容について申し上げます。工事場所は鍛冶屋町226番地。敷地面積2万8,491平米。学校用地として必要な切土、盛土、それに残土処分等土工事、擁壁などの工作物の新設、校区内外の排水工事。運動場の整備工事など、お手元の参考資料のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 場所は、参考資料をもらって初めて、ここかいな、ということになった感じなので、ちょっとお尋ねしますが、この学校用地の周辺区域は、中央丘陵開発区域内の位置づけで行ってると思うんですが、それについてどうか。さらに、この用地買収については、どこが、だれが主体となって行ってきたのか。これは公社でしてるのか。

それから、中央丘陵関係では、もっと何かの取り決めその他があっとうなってるのか、それとも、全然別個の買収になってるのか、明らかにしてほしい。そうしないと、中央丘陵関係のいろんな条件、取り決めでやってるのだったら明らかにしていただきたいということです。

それから入札関係、新しく岸和田市沼町の南海建設とありますが、私の記憶違いかもしれませんが、これはずっと前の西田建設の関係のように思うがどうか。

それから、市内業者を中心として入札に参加させたというのではなく、岸和田、それから大阪府下一円に広げてその中でやったのか。具体的には何社が参加して入札したかということです。その点について、市側としては、地元で公共事業の発注については、それなりの原則というか、議会からもいろいろ指摘され、それなりの市側としての基準があると思うんですが、それにのっかっていったらこれでええのか、その辺のこともあわせてお答え願いたい。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） 前段の御質問につきまして、教育委員会よりお答え申し上げます。この用地は、中央丘陵開発に準ずる区域として買収を進めておりますので、都市整備公団との交渉の上、（仮称）第二石尾中学校建設用地に関する覚え書きを締結させていただき、先行使用を行わせていただいております。新住法計画決定時に所定の手続を行い、都市整備公団から市の開発公社へ譲渡いただき、その後、市が公社から買い戻すという予定でございます。
- 建設部長（逢野一郎君） 第二点目の入札参加についてお答え申し上げます。

入札参加につきましては、かねがね議会からも地元業者の育成という形で御指摘を受けてるところでございますが、今回の入札に際しては、われわれも十分指名委員会で検討しておりますが、一定の市内業界のランクづけも行っております中で、いろいろとランクについては、今回の金額

的あるいは校舎敷地の造成に関する期間的な問題もございまして、今回は、和泉市の業界に御遠慮願ったわけでございます。

今回の業者の選定につきましては、一応、私どもに指名願を出している業者の中から5億以上の資本金を持った中堅業者を選定しております。参加願った数でございまして、いろいろ世間で騒がれてるので、今回は、15社という形で参加願ったということでございます。

また、南海建設につきましては御指摘のとおり、以前の西田建設と南海建設が合併した会社でございます。

以上です。

○ 9番(直村静二君) 最初の質問で、結局、中央丘陵開発に準ずる地域ということで行ってるということは、都市整備公団がすでに用地買収を終わってるのを市が無理言うて行ったということですね。地元の権利者から買収したのではない。都市整備公団に頼んで譲ってもらったから、市が見返りに何か出してるのかどうか。また将来、都市整備公団の方から注文があったら、前のときに世話になったから今度は応じないかんという、覚え書きを私は見せてもろうてないので、その辺の心配が一つあるんです。つまり社会増で子供がふえ住民の要望も強い。これ幸いと都市整備公団に言うた。「よっしゃ」ということですが、先方の計画に基づいてやってるので、こっちが頼んでOKとなると、向こうの言い分を聞かないかん。どうですか市長。覚え書きを見せてくれますか。いよいよ橋頭ほというか、いわゆる中央丘陵内の公共施設の張り込みですな。その点の取り決め、覚え書きは市にとって損なのか得なのかわからない。その資料を見せてくれるかどうか。

○ 教育次長(杉本弘文君) お答えいたします。

覚え書きの内容は、土地の譲渡価格については一応、今後の経過を見た上で、取得価格あるいは事務費、諸経費等を要したものに対して金利の合計ということで覚え書きを交しておりますが、それまでの間、この土地についての使用は無償とするとなってございます。この覚え書きにつきましては、別途、お渡しさせていただきます。

○ 9番(直村静二君) 公社が買うんでしょう。いまは公社の所有になってるのか、それとも公団側の所有のままになってるんですか。

○ 教育次長(杉本弘文君) まだこの問題につきましては価格も決まってございませんし…。したがって、現在は先ほど申し上げましたように、公団から無償で先行利用させていただいている段階でございます。

○ 9番(直村静二君) 無償で先行利用していけば、後の中央丘陵開発で公団の言い分は聞かないかん。その辺の歯どめをしてもらわないかん。これは今後の問題としてまた追及しますが、金

額の問題は、あくまでも一定の段階になったときに決めないかん。そのときに公社へ移管、後は市が一般会計で買うという形式をとってるんでしょう。日数的にかなりかかるのと途中変化という問題が起こってくるかもしれない。議会できちっとそれを監視していける委員会はどこになるんですか。

案件そのものは建設部ですが、金額は決まってない、詰めていく、そして公社でもらって市が買い取る。それは期間的に長いのと変更の恐れがあるので、覚え書きをきちんと見せてもらわないかん。そうせんと造成などは建設部が走る。教育委員会は金の問題、公社は公社で金の問題、それは議会としてどこでわかるんや、ということです。一つ一つ聞かないかん。中央丘陵開発は常に議事を素通りして、議会へ出てくるときは学校だけ、片方の特別会計だけでそのチェックはなかなかできない。はっきり言うてこの案件はどこではっきりするのか。はっきりわかれば問題ない。

この案件は住民要望ですので賛成です。来年4月1日開校、早くせないかん。土地も校舎も早くせないかん。賛成なんです、その取り決めがどうなってるか、金はどうなってるか、後々市が損するのと違うか。整備公団の言うことを聞かないかんのんと違うか。この点はどこが責任を持って答えてくれるんか。

各議員は、この案件については、教育委員会、中央丘陵の担当に聞かんとわからんとなります。この青写真はできてると思う。ここへ学校をつくったら、この分はどこへ渡すとかね、なってると思う。整備公団が、ここほしい、となったら優先して渡さないかん。どこがきちんと責任をとるんか、答弁できるんか、お答え願います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘至極ごもっともでございます。当面の石尾中学校の緊急性を第一義としながらも、今後の町づくり計画等を勘案して、実は次長がお答え申し上げましたとおり、都市整備公団に御無理をお願い申し上げた実態でございます。今後、それらの譲り受けにつきましては、公共事業の負担等のからみの中では非常に時期が遅れるということで、まず、先行利用をお願い申し上げてるものでございますが、本用地につきましては、町づくり開発の公共事業負担と切り離し、早い時期に市の土地開発公社を通じて市が買収する、すなわち特定財源等を確保して買い取るという手法を考えてるものでございます。

今後、これらの問題については、都市整備公団と積極的に話し合っていきたい、かように考えるものでございますが、その所管は、教育委員会をして先生方皆さん方に十分御理解、御協力いただけるよう、所管いただく厚生文教委員会を通じて具体的詳細に御報告申し上げていく所存でございますので、御理解をお願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) その答弁でいいと思うが、途中で変更はおまへんやろうな。思ったより人口がふえたとか、ある程度枠を大きく見てるとは思うが、今後とも見ていきたい。

さて、入札関係ですが、部長の答弁では、とにかくいろいろあるので、今回に限り外したという答弁、ちょっとうまく納得しかねる。今回に限り外した理由をもう少し明確にしていきたい。教育委員会に質問したように、取り決めなどいろんな中でやってることだから、これが一つの見本になる。だから、今回に限り外したという市内業者をね。また、資本金5億以上という問題についてもね。特別の理由を明快にしておかんと、この次になるとまた今回に限り、いや、前にしたので…となる。答弁としてはそれで無難かもしれませんが、今回に限りしたとなると、今回のやつは例にならんと…。これは全体のことがからんでなかったらどうということはないが、整備公団とか公社とかがからんでくる。ここへ入ってくる業者も目の色を変えてやってるので、今回に限りこうしたという理由、今回に限りできるという強力な権限を市が持っているということをお答えを聞きながら感じる。なぜこうしたのか、なぜできたのか、そういう権限があるのか、しからは、いままでの大きな原則的な問題について、一つ一つこの場合はこう対処すると、ちゃんとしておいてもらわんと困る。

- 建設部長(逢野一郎君) 再度お答えいたします。

今回に限りということではございません。やはり金額あるいは工期的な問題がございましたので、一定の資本金を持った中級の業者をお願いしたということでございます。

- 9番(直村静二君) 今回に限りということではございません、ということは、前から何か原則があったんやが、その中にさらに細目をこしらえて、資本金とか工期とかの問題でこんなふうにしたという答弁なんですな。それがまたよくわかりませんね。ということは、逆に言うと、二つ出しておいて、いままでの原則はこうや、今回に限りというのは、今回は資本金で線を引いた、中堅の業者や、5億円や、5億円以下は外した。工期という点もあって間に合うような能力、体制がある。だから、最初の原則はあるが、今回に限りこうした、前の原則は続いているということですか。

- 建設部長(逢野一郎君) 前の原則ということではございません。私の申し上げておりますのは、指名委員会で一定の金額のランクづけをしております。そのランクづけから見ても、今回の工事につきましては、市内の業者ではかなり差があったということでございます。

- 9番(直村静二君) 15社のうち、和泉市内の業者は何軒、市外の業者は何軒であったかを聞きましょうか。

- 建設部長(逢野一郎君) 先ほども答弁させていただきましたように、今回については、和泉市の業界については、資本金等から見て該当しておりませんので、参加は願っておりません。す

べて市外の業界でございます。

- 9番(直村静二君) 私は専門ではないが、資本金ではそうなるかもしれませんが、契約の金額で2億7,000万円では市内業者は無理となった。そういう判断も生まれますな。2億7,000万円はようせん、いままではやってきたが…。今回は、資本金で5億円以下はあかんとばんと蹴飛ばされたという感じがする。その辺市内業者育成の方針にどう抵触するかをわれわれも聞きたいが、今後の問題としておきます。

この請負契約は、学校をつくるということですので賛成ですが、事故のないように早く開校に間に合うようにやっていただくよう要望しておきますが、二つほど問題がありました。教育長の答弁どおり、教育委員会が責任を持って今後の問題は厚生文教委員会でやるということで結構です。入札の問題は、建設部が勝手気ままではないが、強い権限でできるんやったら、私がいままで言うとしたように、ついでにちゃんと片づけるように要望しておきます。今回に限りと権限を出してやってるが、ずっと何ほ言うても是正せえへん。これを通じてきちっとやっていただくことをあわせて要望しておきます。

- 議長(藤原要馬君) 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決決定されました。

○

- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第9「収入役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第1号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第168条第7項において準用する同法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和57年2月16日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業

議案第1号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67条）抜粋

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（出納長・副出納長・収入役及び副収入役）

第168条 略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～5 略

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条（長の兼職の禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第159条（事務引継）、第162条（副知事及び助役の選任）、第168条本文（副知事及び助役の任期）及び第164条（副知事及び助役の欠格事由）の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8、9 略

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

収入役	任期満了日
中塚 白	昭和57年2月23日

議案第1号参考資料

収入役に選任される者の経歴等

氏名 中塚 白

住所 和泉市春木川町257番地

生年月日 昭和3年2月18日

職業 和泉市収入役

主な経歴 昭和23年 泉北郡南松尾村役場に就職

以来30年間、南松尾村職員、和泉市職員

その間、建設部長、参与などを歴任

昭和53年2月24日 和泉市収入役に就任

現在に至る

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第1号「収入役の選任について」提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現収入役中塚 白氏の任期が来る2月23日をもって満了となりますので、再度同氏を収入役に選任するについて議会の御同意を賜りたく、御提案申し上げる次第でございます。

中塚 白氏の経歴等につきましては、すでに議員皆様方には十分御承知をいただいております、いまさら私から委細申し上げるまでもございませぬが、氏は昭和23年、旧南松尾役場に就職せられ、以来30年間の長きにわたって和泉市職員として勤められ、この間、建設部長、参与等を歴任いたしまして、昭和53年2月、議会の御同意を得まして収入役に選任され、現在に至っております。住所は和泉市春木川町257番地、生年月日は昭和3年2月18日生まれでございます。

性格は清廉潔白、加えて地方自治行政の経験きわめて豊富であり、収入役として適任者であると存じ、ここに再度、選任する次第でございます。何とぞ議会皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号を原案どおり同意することに決めます。

この際、選任同意を受けました収入役からあいさつを受けます。

（収入役就任あいさつ）

- 収入役（中塚 白君） 貴重なお時間を拝借いたしまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは再度の選任に御同意を賜りまして、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。

就任の暁には、初心に返りまして和泉市の行財政確立に微力を尽くす所存でございますので、今後ともよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（藤原要馬君） 日程第1.0「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第2号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和57年2月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業

議案第2号参考資料

〔I〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162条)抜粋

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

教育委員会委員	任 期 満 了 日
大 杉 喬 二	昭和57年3月17日

議案第2号参考資料

教育委員会委員に任命される者の経歴等

氏 名 大 杉 喬 二
住 所 和泉市内田町238番地
生年月日 明治43年2月10日
職 業 無 職
主な経歴 昭和4年 滋賀県師範学校卒業
昭和9年 泉北郡大津町第二尋常高等小学校教諭
昭和17年 泉北郡北松尾国民学校教諭
昭和27年 泉北郡南松尾村立中学校校長
昭和35年 和泉市立北松尾小学校校長
昭和42年 退職
昭和51年4月から内田町町会長
昭和55年10月22日 和泉市教育委員会委員に就任
現在に至る

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第2号「教育委員会委員の選任について」提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

昭和55年10月、山本委員さんの御逝去により、残任期間を大杉喬二氏に御就任いただき、本市教育委員会委員として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいておりますが、来る3月17日をもって任期満了となっております。今回、引き続き大杉喬二氏を教育委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りたくお願い申し上げます。

大杉喬二氏は、昭和4年、滋賀県師範学校卒業と同時に滋賀県の小学校で教壇に立たれ、昭和9年大阪府に出向され、以来、本市の小中学校の先生として38年間、学校教育に御尽瘁せられたのでございます。この間、校長として15年在職、昭和42年、北松尾小学校長をもって御退任せられました。その後、文化団体を通じて市民文化の向上に、なおまた内田町町会長として地域住民の福祉の向上にお力添えをいただいております。お生まれは明治43年2月10

日、住所は和泉市内田町238番地、職業は無職でございます。

教育についての識見も深く、本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第2号を原案どおり同意することに決します。

この際、選任同意を受けました大杉委員よりあいさつの申し出がありますので、これを受けま

す。

（教育委員就任あいさつ）

- 教育委員（大杉喬二君） 前に山本委員の残任期をお受けさせていただきましたが、重ねて、「続けてやれ」、ということで喜んでお受けさせていただきました。まことに光栄に存じますが、その任の重さもしみじみと感じております。お受けいたしました以上は、先輩の議員諸先生方のお力添えをいただきながら、山積する教育の諸問題に一生懸命取り組んでいきたいと存じております。と申し上げます。微力非才でございますので、議員諸先生方の御指導、お引き回しをよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

-
- 議長（藤原要馬君） 以上で本臨時会に付議されました議案は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これにて閉会いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本臨時会に際しましては、議員皆様方には、公私御繁忙の折にもかかわらず長時間にわたり慎重御審議をいただき、御提案申し上げました全議案について御可決、御承認をいただき、なおまた、昭和 55 年度一般会計及び特別会計の決算も御認定を賜りましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

なおまた、収入役の再任も賜りまして、今後は皆様方の御期待におこたえすべく、渾身の努力をいたしてまいる所存でございます。

何とぞ一層の御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。とともに、寒きなお厳しい折から、議員皆様方の御自愛をお祈りをいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(藤原要馬君) 一言御礼を申し上げます。

本臨時会も議員皆様方の格別の御協力をいただきまして、諸議案を可決賜り、かつ関係議案についても同意をいただきました。ありがとうございます。皆様方の御協力によりまして円滑に議事の運営を終了でき得ましたことを深く厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会で指摘されました事項につきましては十分研究、検討せられ、趣旨に沿われるよう努力していただきたいと思っております。

寒きなお厳しい折から、お体に御自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさついたします。

長時間まことにありがとうございました。

(午前 11 時 17 分閉会)

会議のまなまつを記載し、その相違は、ことを証するためここに署名する

和泉市議会議長

藤原要馬

同

署名議員

仁井明

同

署名議員

柳瀬美樹

同

署名議員

貝渕博治

